

おらほの 納 稅 教室

今月は
町県民税について

町県民税の申告は済みましたか？

会社などに勤めている人は勤め先から、税務署で確定申告をした人は税務署から、年金所得のある人は年金機構などからそれぞれ所得情報が町に報告されます。

町では、その情報に基づいて町県民税を課税しますので、改めて町県民税の申告をする必要はありません。

町県民税 とは

町県民税とは、「地域社会の費用をできるだけ多くの住民に分担してもらう」という性格を持っている税金です。

通常、前年の所得額に応じた「所得割」と、定額で計算される「均等割」の合計が年税額となり、町の税金(町民税)と併せて県の税金(県民税)も課税されます。

不申告のままだと

所得が把握できず適正な課税が行えません。

また、各種手続きに必要な課税(非課税)証明書や所得証明書が発行できまぜんし、福祉サービスなどの受給にも支障を及ぼすことがありますので、平成28年中の所得申告が済んでいない人は、早めに申告手続きをしてください。



町県民税の申告が必要な人

(確定申告をしなかった人のうち)

- ・勤め先で年末調整が終わっている人で、給与以外の所得があった人
- ・公的年金受給者で、年金以外の所得があった人
- ・同じ世帯内の誰にも扶養されていない人
- ・課税・非課税証明が必要となる人(公営住宅の入居申請者など)

町県民税の申告が必要と思われる人には、

町民税務課から“申告案内書”を送付します

手元に申告案内書が届いた人は、必要な書類などを準備して、速やかに町県民税の申告を行いましょう。

また、申告案内書が届いた人で、収入がない場合は役場に「収入がない旨の届出をする必要があります。届出書は申告案内書に同封しますので、必要事項を記入して提出してください。

平成29年度分の所得証明書や課税(非課税)証明書は、普通徴収の人は、“6月16日”から発行ができます。なお、特別徴収の対象となる人は、特別徴収税額通知書の発布日以降に発行しています。



© 町民税務課税務係 ☎46-1372

平成29年度に南三陸町で町県民税が課税される人

平成29年1月1日現在で
南三陸町に住所を有する個人

南三陸町内に家屋敷や事業所・事務所を
有する個人で南三陸町に住所を有しない人

町県民税の徴収方法は、普通徴収と特別徴収があります

普通徴収とは

納税通知書に記載された年税額を納税者が
納付書または口座振替により納める方法で、6
月、8月、10月および翌年1月の4期に分けて徴
収します。

納付書は、6月中旬に、納税通知書とあわせ
て1年分(1期~4期)をお送りしますので、大
切に保管し、納期限内に忘れずに納めましょう。

特別徴収とは

事業主(給与支払者)や年金機構などが、毎
月の給料や年金から本人の町県民税を天引き
して納める方法です。

特別徴収税額通知書を、給与の人は事業主
を通じて、公的年金の人は町からお送りします。



忘れないよう、
早めに準備しましょう！



* 今月の税 *

町県民税…1期

口座振替日
6月26日

納付期限
6月30日